

議案第9号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、

当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2～9 略</p> <p>(この条例に定めがない事項)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2～9 略</p> <p>(この条例に定めがない事項)</p>

第15条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第45条及び第46条を除く。）の規定の例による。

第15条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章（第24条、第25条、第45条、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）を除く。）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による補償に相当するものを受けるときには、当該者には新条例の規定による補償は行わない。